

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年四月二十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 両備ストア灘崎店

所在地 児島郡灘崎町西紅陽台三丁目十二番一号

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 両備バス株式会社

住所 岡山市西大寺上一丁目一番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

3 変更事項

（変更前）

(1) 大規模小売店舗の名称 両備ストア灘崎店

(2) 開店時刻 午前十時

(3) 閉店時刻 午後十時（両備バス株式会社に限る。）

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後十時十五分

（変更後）

(1) 大規模小売店舗の名称 リョービプラッツ灘崎店

(2) 開店時刻 午前九時（両備バス株式会社に限る。）

(3) 閉店時刻 午後十二時（両備バス株式会社に限る。）

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前〇時十五分（第一駐車場）、午前九時から午後十時（第二駐車場）

4 変更年月日

平成十五年五月一日

二 届出年月日

平成十五年四月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年四月二十二日から平成十五年八月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課及び岡山地方振興局総務振興部総務振興課